

令和7年度 堺市立フォレストガーデン市民菜園使用者募集要領

堺市立フォレストガーデンは、「みんなの里山倶楽部」が指定管理者となり運営しています。園内の「市民菜園」の利用者を次の通り募集します。

1. 使用資格

- (1) 堺市立フォレストガーデン条例及び規則を遵守すること
- (2) 菜園の管理を十分に行うことができること
- (3) 小区画は1世帯、大区画は1世帯から5世帯までで栽培すること
- (4) 使用許可を受けようとする期間において、既に市民菜園の許可を受けていないこと
- (5) 堺市立フォレストガーデン条例第11条第1項の規定により使用許可を取り消された者及びその者と同一の世帯に属する者については、申し込もうとする菜園の使用開始日が当該使用許可の取消日から起算して1年を経過していること
※ 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合や、条例及び規則並びに菜園使用時の条件に違反した場合は使用許可が取り消される場合があります。
- (6) 園芸福祉用小区画は、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ栽培管理作業をすることが出来る障害者を含む世帯であること
- (7) 園芸福祉用大区画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業者（当該者が使用させる予定の障害者の中に、栽培管理作業をすることができる者を含むこと）であること

2. 使用区分

区分（面積）	区画数	使用料（2年分）
小区画（おおむね25㎡）	垣外谷 85区画 奥谷 44区画	30,000円
大区画（おおむね50㎡）	垣外谷 5区画 奥谷 3区画	60,000円
園芸福祉用小区画（おおむね25㎡）	垣外谷 3区画	15,000円
園芸福祉用大区画（おおむね50㎡）	垣外谷 5区画	30,000円

※ なお、使用料は全額前納となります

3. 使用期間

2年使用 令和7年4月11日～令和9年3月25日

※使用期間中1度に限り、2年（令和9年3月26日～令和11年3月25日）延長が可能です。

手続きについては、令和8年秋頃に改めて通知します。

4. 主な設備、サービス

水汲み場・農具庫・無料駐車場・トイレなど
初心者向けの栽培教室（無料）

5. 交通機関

泉北高速鉄道泉ヶ丘駅下車 南 2.5 km

垣外谷ゾーン…バス 泉ヶ丘駅より榎塚台回り「榎塚台 2 丁」バス停下車 400m

奥谷ゾーン…バス 泉ヶ丘駅より榎塚台回り「榎塚台 2 丁南」バス停下車 260m



6. 申込書類

- ・ 令和7年度堺市立フォレストガーデン市民菜園使用申込書
- ・ 本人確認書類の写し

（運転免許、保険証、マイナンバーカード（表）、パスポート等いずれか1つ）

7. 申込方法

添付の「令和7年度堺市立フォレストガーデン市民菜園使用申込書」に、必要事項をもれなく記入のうえ、本人確認書類の写しとともに「みんなの里山倶楽部事務局」あてに郵送してください。FAXやEメールでの受付はできません。

氏名、住所、生年月日、電話番号、希望区画が記載されていない場合や、本人確認書類の写しの添付がない申込は無効となる場合があります。

申込は、1世帯につき1申込とし、重複申込は無効となります。

8. 申込期間

令和7年1月20日（月）～令和7年2月14日（金）まで（消印有効）

9. 使用者及び使用区画の決定

①第1希望の区画において、申込締め切り時点で他に応募者がいない場合はその時点で区画使用者が決定します。（無抽選）

②第1希望の区画が重複した場合は

公開抽選により区画使用者を決定します。

③上記②の抽選に外れた応募者を対象に第2希望の区画使用者決定を行います。

- ・第2希望の区画に他の応募者がいない場合は、その時点で区画使用者が決定します。
- ・第2希望の区画が重複した場合は、第2希望の公開抽選を行い区画使用者を決定します。

④上記③の抽選に外れた応募者を対象に3希望の区画使用者決定を行います。

- ・第3希望の区画に他の応募者がいない場合は、その時点で区画使用者が決定します。
- ・第3希望の区画が重複した場合は、第3希望の公開抽選を行い区画使用者を決定します。

⑤上記④の抽選に外れた応募者は、空き区画が残っている場合のみ後日菜園事務所にて区画使用者未決定の区画を対象に先着順に受付を行います。

それぞれの抽選は指定管理者が行います。

公開抽選会 抽選日 令和7年3月9日(日)午後2時より

場 所 堺市立梅文化会館 第1会議室

なお、抽選会に欠席されても当落に関係ありません。

10. 発表

菜園使用者に決定された方のみ通知します。なお、抽選結果については、抽選日の翌日に市民菜園掲示板及びホームページに掲示しますので、当落のお問合せはご遠慮下さい。



QRコード
(みんなの里山倶楽部の市民菜園のページ)

11. 注意事項

- (1) 使用が決定し、使用料を納付された方には使用許可書を発行します。使用料納付の日時と場所は、決定通知と同時にお知らせします。使用許可書は必ず利用されるご本人が受け取りに来て下さい。
なお、その際申込時に提出いただいた本人確認書類(原本)でご本人確認を行います。
- (2) 使用中は、受け取った使用許可書を携帯し、係員から請求があったときは提示願います。提示のない場合、もしくは使用されるご本人であることが確認できない場合は、使用許可を取り消す場合があります。この場合、納付された使用料は返還しません。また、使用許可を取り消されたことによる損害は補償しませんのでご了承ください。
- (3) 申込みは1世帯につき1申込みです。使用者以外の名義での応募は固くお断りいたします。
- (4) 抽選により決定した使用区画の変更は受け付けません。
- (5) 現在フォレストガーデンの区画を使用中の方で、今回の募集で同じ区画を希望区画として申込み、無抽選または抽選の結果当選した場合でも、令和7年3月25日に原状回復の上区画を一旦返還してもらうことが必要です(堺市立フォレストガーデン条例第13条)。

12. 問い合わせ先・書類提出先

〒590-0122 堺市南区釜室188番地1 フォレストガーデン菜園事務所
堺市立フォレストガーデン指定管理者 みんなの里山倶楽部事務局

電話 080-5779-0467 (市民菜園担当)

※電話でのお問い合わせは、9:00 から 17:00 にお願います。

※担当が作業中等でお電話に出られないこともあります。その際は折り返しお電話させていただきます。